

犬飼育のための都市環境における諸課題の検討*

Examination on Various Issues of Urban Environment for Raising Dogs *

赤塚健人**・嶋田喜昭***・舟渡悦夫***

By Kento AKATSUKA**・Yoshiaki SHIMADA***・Etsuo FUNAWATASHI***

1. はじめに

近年、わが国のペット（犬猫）飼育数は増加しており、図-1に示すように、その数は2003年に幼年人口（15歳未満人口）を上回り、現在では高齢者人口に匹敵する程と推計されている。そして、今後もこうした状況が続くものと推察される。

内閣府では、1983年より随時『動物に関する世論調査』を実施しており、これまでに計5回の調査が行われている。ペットを飼育する理由としては、当初より「家族や自分が動物好きだから」という理由が最も多いものの、2003年の最新調査では「気持ちがやわらぐ（まぎれる）から」という理由が顕著に増加しており、癒しを求めてペットを飼う傾向にあることがわかる。

しかし一方、ペット飼育数の増加に伴い、三大ペット公害といわれる騒音（鳴声）・悪臭・不衛生をはじめとするさまざまな都市環境問題も発生している。

筆者らは、ペットのなかでも犬飼育に対応した都市環境の諸課題、具体的には都市施設整備などハード面の対応や、街路・公園等の使用ルール・マナー、また法制度等のソフト的対策についての課題を継続して検討している。これまで、主として名古屋市等の住民を対象に意識調査を実施し、住民意識に基づき都市環境の諸課題を整理してきた。その予備調査および1次調査の一部の結果については既に発表した^{1)・2)}。ここでは、1次調査の主な結果、ならびにその結果を開示してさらに意見を求めた2次調査の結果を分析し、より詳細に都市環境の諸課題について検討することを目的としている。

2. 住民意識調査の概要

1次および2次の住民意識調査の概要を表-1に示す。1次調査は、名古屋市16区と名古屋市に隣接する

*キーワード：意識調査分析、都市計画、計画情報
 **学生員、大同大学大学院工学研究科修士課程
 ***正員、工博、大同大学工学部都市環境デザイン学科
 (愛知県名古屋市南区白水町40、
 TEL:052-612-5571、E-mail:godos2@daido-it.ac.jp)

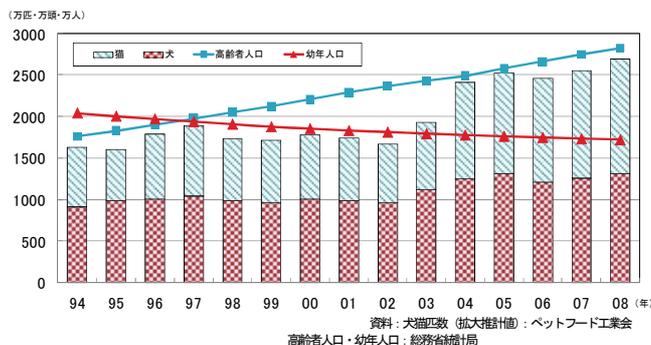


図-1 犬猫飼育数と高齢者・幼年人口の推移

表-1 住民意識調査の概要

	1次調査	2次調査
対象	名古屋市16区・北名古屋市の各主要駅付近の住民	1次調査回答者の中での調査協力可能者
目的	犬飼育のために必要な都市環境政策を把握する	主な1次調査の結果について意見の収束を図り、都市環境の諸課題を整理する
内容	<ul style="list-style-type: none"> 犬飼育実態 公共交通機関の犬同伴乗車に対する意識 犬飼育関連施設整備の必要意識 関連施設整備・維持管理の費用負担意識 ペット飼育に関わる法令の周知度 ペットに対する政策の必要意識 	
調査方法	配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収
時期	2007年12月	2008年11月
配布数	1888票 (名古屋市1672票、北名古屋市216票)	48票 (名古屋市42票、北名古屋市6票)
有効回収数	313票(※28票分は2次調査対象外)	37票
回収率	17%	77%

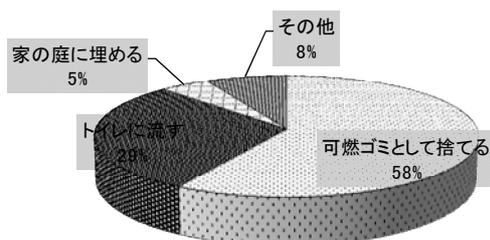


図-2 犬の排泄物の処理方法 (n=65)

北名古屋市の住民を対象とし、名古屋市各区で約100世帯、北名古屋市で約200世帯を、各々の地域の主要駅付近の住宅から無作為抽出し、配布郵送回収により実施した。調査内容は、犬飼育の実態、犬飼育に関連する施設整備ならびに犬飼育に伴う政策の必要意識などであり、313票の有効票を得た。

2次調査は1次調査の回答者の中から、継続調査に協力可能と回答のあった48名を対象とし、1次調査の結果を受けてさらに住民の意見を収束させたい事項等に対して、フィードバックして意見を求めた。すなわち、広義のデルファイ法により住民意識の整理を行う

ことにした。なお、2次調査では37票の有効回答を得た。

3. 調査結果

まず、1次調査の主な結果について示し、次にそれに関連した2次調査の結果を示す。

(1) 1次調査結果

a) 犬の飼育者の飼育実態

犬を飼育している割合は24%となったが、この割合はペットフード協会⁴⁾が毎年実施している犬猫飼育率調査結果と類似した結果を得ている。

犬との散歩の時間帯について聞くと、朝や夕方（日没前）など日中に行う人が約7割となっているが、夜も2割強と少なくない。犬の排泄場所に関しては、散歩中が約5割、家と散歩中の両方が約4割と都市内での排泄が多くなっている。また、その排泄物の処理方法は、図-2に示すように、一般的な処理方法といえる「可燃ごみとして捨てる」が約6割と多いものの、その他として「公園のトイレに流す」「公園内に埋める」など公園管理上問題となる回答もあった。

b) 犬同伴での公共交通機関への乗車意識

ペット先進国と言われる欧州諸国のようにリードとマスクをつけた犬と一緒に公共交通機関に乗車することに対する意識を聞いたところ、図-3の結果を得た。飼育者は「一緒に乗れる」が比較的多くなっているが、同時に「一緒に乗ることは無理」という意見も多くなっており、しつけ等の自信の無さが反映しているものと推測される。一方、非飼育者は「しつけされている犬となら乗れる」など条件付で乗車可能とする割合が最も高くなっている。

c) 犬飼育関連施設の必要意識

ここでは、「ペット専用トイレ」「フン捨て場」「ペット専用広場（ドッグラン）」など犬飼育における専用施設や「街灯の増設」「ペット散歩道」など飼育のみでなく一般にも供される都市施設を併せて「犬飼育関連施設」と定義し、各々の必要意識を聞いている。

公園内における犬飼育関連施設の必要性について聞いた結果を図-4に示す。「ペット専用トイレ」「フン捨て場」「フン始末用袋」といったフン処理に関する専用施設は、絶対必要・どちらかといえば必要を合わせた「必要派」と、あまり必要でない・まったく必要ないとを合わせた「不必要派」に分かれている。なかでも「ペット専用広場」や「ペット散歩道」、さらに一般利用にも供される「街灯の増設」に関しては必要派の

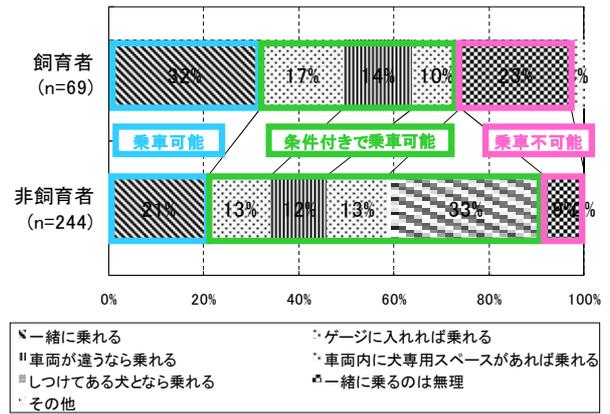


図-3 公共交通機関における犬同伴での乗車意識

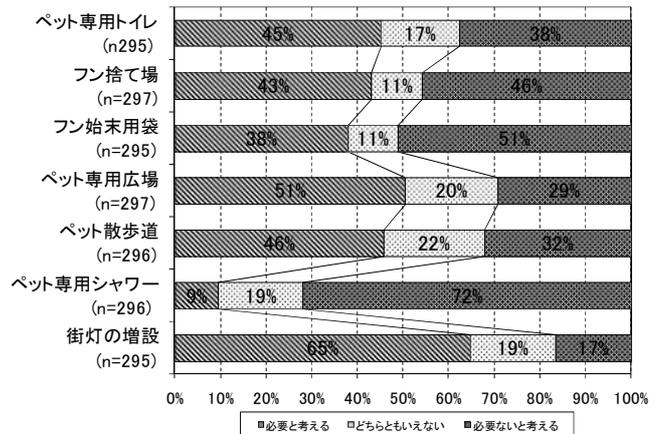


図-4 公園内における犬飼育関連施設の必要性

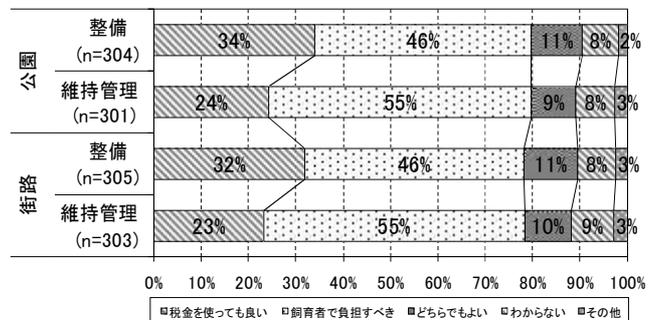


図-5 犬飼育関連施設に対する公的資金導入意識

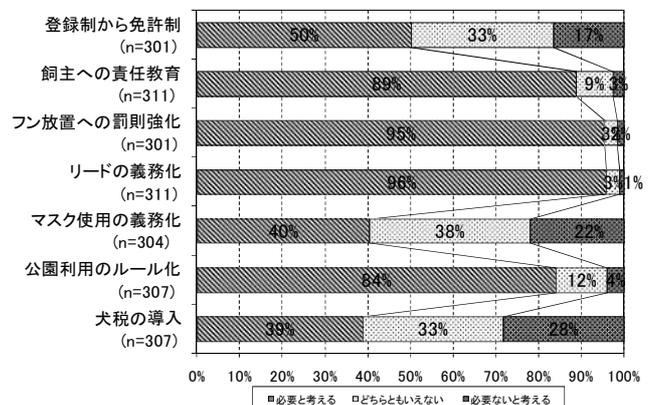


図-6 犬飼育における政策の必要性

割合が高くなっている。「ペット専用シャワー」については不必要派が圧倒的に多い。

同様に、街路上における犬飼育関連施設の必要性については、「街灯の増設」や「散歩可能な植樹帯」といった一般利用にも供される施設については必要派が多い一方、特に「フン始末用袋」や「ペット専用シャワー」に関しては反対派が多くなっている。

d) 犬飼育関連施設への公的資金導入に対する意識

公園内や街路上に犬飼育関連施設を整備し、その維持管理を行う場合において、公的資金（税金等）の導入に対する意識を聞いた結果を図-5 に示す。整備、維持管理とも「飼育者で負担すべき」が最も多く、とりわけ維持管理に関してその傾向が強いといえる。

e) 犬飼育に対する政策の必要意識

犬飼育に対する各種政策の必要性について聞いた結果を図-6 に示す。「フン放置に対する罰則の強化」と「リード使用の義務化」、また「飼主への責任教育」や「公園利用のルール化」については、必要派が圧倒的に多くなっている。その他の「犬録制から免許制へ」「マスク使用の義務化」、さらに「犬税の導入」に関しても必要派の割合が多いものの、意見にばらつきがみられる。

(2) 2次調査結果

2次調査では、回答者に対し1次調査の主な結果を提示し、それらに関して再度客観的にみて考えた場合の意見について聞いている。2次調査の結果を以下に示す。

a) 公共交通機関の犬同伴による乗車について

公共交通機関の犬同伴による乗車に関して、1次調査では飼育者・非飼育者ともに「条件付きでの乗車可」とする回答が多くなっていたが、その結果を踏まえ、再度回答を得た結果を図-7 に示す。

「従来どおりゲージに入れての乗車」、「リードとマスクを着用し躰された犬であれば乗車可能」という回答がそれぞれ約3割と多くなっている。全体的にみると、欧州諸国のようにリード・マスク着用で乗車可能とするにはまだ困難な状況であるといえる。

b) 犬飼育関連施設の必要性について

公園内における犬飼育関連施設の必要性について、再度得た回答を図-8 に示す。「ペット専用トイレ」「フンの捨て場（ゴミ箱）」「フン始末用ビニール袋」といったフン処理に関する専用施設は「必要でない」とする意見が過半数を超えることとなった。反対に、「ペッ

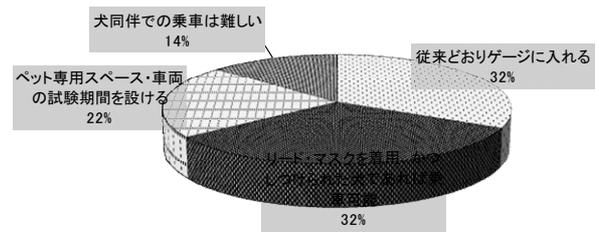


図-7 公共交通機関の犬同伴乗車に対する意見（2次）

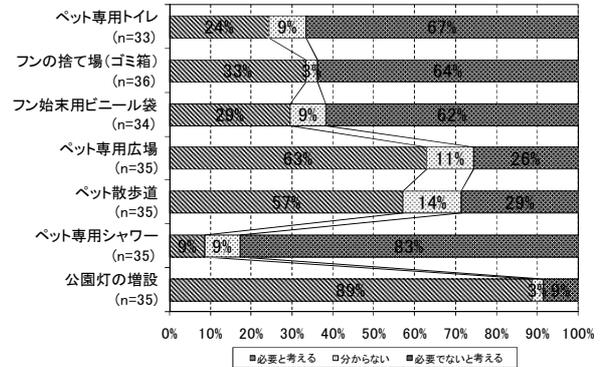


図-8 公園内の犬飼育関連施設の必要意識（2次）

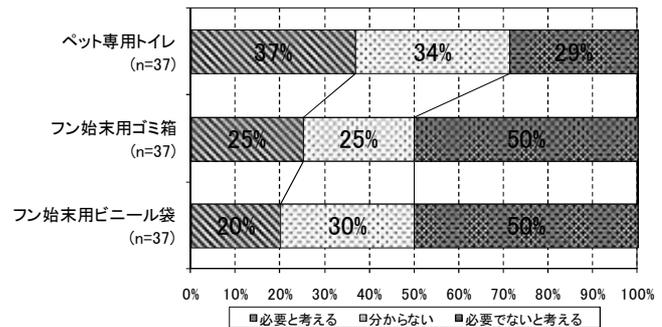


図-9 街路上の犬飼育関連施設の必要意識（2次）

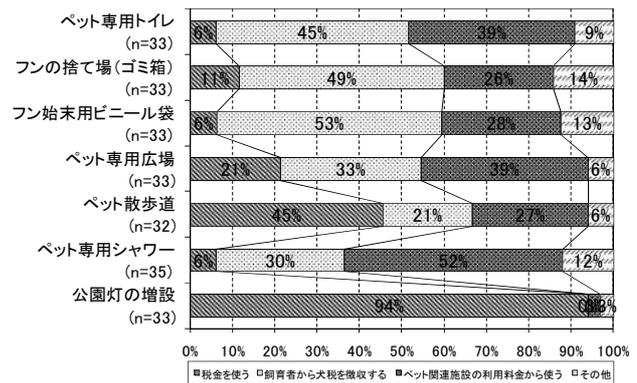


図-10 犬飼育関連施設の整備・維持管理の費用負担（2次）

ト専用広場」や「ペット散歩道」については、「必要と考える」割合が若干高くなっている。これらより、公園内の犬飼育関連施設の整備の方向性が少し明確になったといえる。

同様に、街路上における犬飼育関連施設の必要性に関しては、特に意識が分かれた犬の排泄処理に関する専用施設についてのみ再度意見を聞いているが、その

結果を図-9に示す。「ペット専用トイレ」については意見が分かれる結果となっており、「フン始末用ゴミ箱」や「フン始末用ビニール袋」は「必要でない」とする意見が半数となった。必要でない理由としては、フン始末用ゴミ箱が「衛生的によくないから」「目的以外に使用されるから」という理由が多く、フン始末用ビニール袋も「目的以外に使用されるから」という理由が多くなっている。

以上より、まずは公園内において必要度の高い犬飼育関連施設の設置を検討することが重要となろう。

c) 犬飼育関連施設の費用負担について

1次調査では、犬飼育関連施設の整備・維持管理においては「飼育者で負担すべき」という意見が多くなっていたが、より詳細に検討するために施設ごとに費用負担の方法に対する意見を聞いた。

公園内における犬飼育関連施設の整備・維持管理の費用負担の方法について聞いた結果を図-10に示す。

「ペット専用トイレ」「フンの捨て場(ゴミ箱)」「フン始末用ビニール袋」といったフン処理に関する専用施設は、飼育者から徴収した犬税や施設利用料金から負担するという意見が圧倒的に多くなっている。一方、「公園灯の増設」「ペット散歩道」については税金を使ってもよいとする意見も多い。これらは、一般的利用にも寄与する施設であるためと推察される。

d) 法律・条例の周知度向上のための方策について

1次調査の結果、ペット飼育に関わる法令(動物愛護法等)の周知度が低かったため、周知度を向上させるための方策について聞いた。その結果、「CMによる告知」が約6割、「チラシ配布」が約2割の他、「講演会を開く」「なにもしなくてよい」などで約1割となっている。

e) 犬飼育に対する政策の必要性について

犬飼育に対する政策について、1次調査で相対的に必要意識が低かったものについて、再度意見を聞いた。その結果、図-11に示すように、「犬税の導入」はやや意見が分かれ、「マスク使用の義務化」は必要ではないという意見、「犬登録制から免許制にする」は必要という意見が多くなった。

また、1次調査で必要意識が高かった「フン放置に対する罰則の強化」について、罰金額(1回あたりの罰金・科料)の程度を聞いた結果、半数近くが1,000~5,000円との回答であった。なお、この罰金額の意識については、犬の好き嫌いと有意な関連性がみられ、図-12に示すように、犬が嫌いな人ほど罰金額を高くする傾向にある。

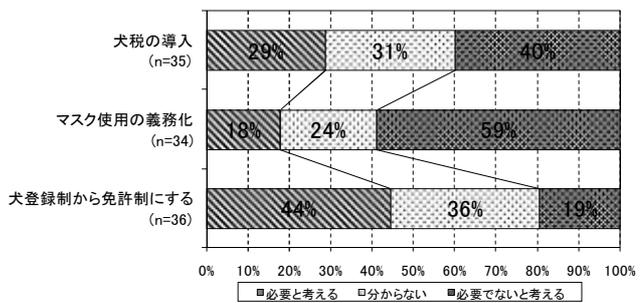


図-11 犬飼育に対する政策の必要性 (2次)

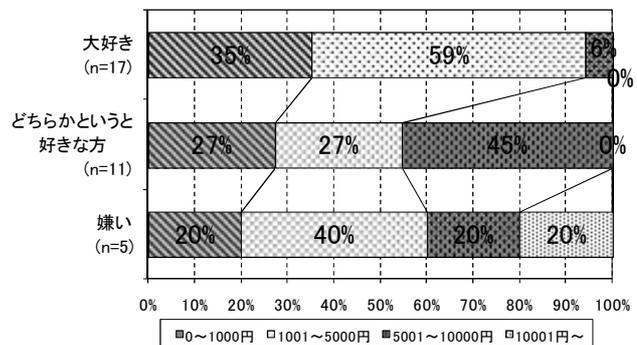


図-12 犬の好き嫌いとお罰金額の関係

4. おわりに

本研究は、犬飼育に対応した都市環境の諸課題を検討するために、名古屋市等の住民を対象に実施した意識調査、1次ならびに2次調査の結果について分析し、課題の整理を試みた。

1次調査では、犬飼育の実態とともに、街路や公園における犬飼育関連施設の必要意識、それら施設の整備・維持管理の費用負担に対する意識、犬飼育に対する各種政策の必要意識等に関して把握した。また、2次調査では主な1次調査結果に対する意見の収束を図り、犬飼育関連施設の整備の方向性や必要な政策など都市環境における課題をある程度整理することができた。

今後の課題として、意識調査結果に対してさらに多様な角度からの分析が必要といえる。

参考文献

- 1) 伊藤・嶋田・舟渡：ペット飼育を考慮した都市環境に関する基礎的研究，土木計画学研究・講演集 vol. 36, 2007.
- 2) 赤塚・嶋田・舟渡：ペット共存型都市環境に関する課題の検討，土木学会第63回年次学術講演会，pp671-672, 2008.
- 3) 吉田真澄：ペット六法 第2版，誠文堂新光社，2006.